

2007年1月19日

ミートジャーナル2月号原稿

恐れていた鳥インフルエンザの発生

昨年11月下旬から12月にかけて韓国全羅北道や忠清南道で強毒性鳥インフルエンザが発生したが、我国でもとうとう恐れていた事態が発生してしまった。本年1月11日に宮崎県清武町の種鶏を12,000羽飼育している養鶏場で、H5N1亜種(強毒性)の高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたのである。

ブロイラー飼育数が1843万7000羽と全国一の宮崎県での発生だったため、ヒヤリとした関係者は多かったと思われるが、今回は、各方面の努力により初動防疫体制が迅速に整い、インフルエンザウィルスの他への蔓延は確認されていないため(1月20日現在)ひとまず安堵の胸をなで下ろしたというところである。これは何と言っても早期に局地的な封じ込めに成功した事によるところ大であろう。

この鳥インフルエンザウィルスが、どの地域由来のものなのかは、遺伝子情報の解析結果が出るのを待たねばならないが、報道によると上述の韓国でのインフルエンザウィルスが、昨年5月に発生した中国青海省のものと同じ遺伝子グループだったとの事。従って今回の宮崎の例も恐らく同じウィルスが、中国または韓国より渡り鳥によって伝播したものとされる。

なお、このウィルスはロシア、モンゴル、中央アジアで発見されたH5N1亜種と同じグループといわれているが、同じH5N1亜種であってもインドネシア・タイ・ベトナム等東南アジアで発生した人への感染が確認され多数の患者が死亡するなど、大きな問題になっているウィルスとは異なるという。(ただし、昨年中国安徽省において人への感染が報告されているので、東南アジアのウィルスとは異なるとは言え、注意が必要であることは言うまでも無い)

国内では、2004年に山口、大分、京都の3府県で強毒性のH5N1亜種の鳥インフルエンザが確認された事があり、2005年6月に茨城県で確認されたのは弱毒性のH5N2型だった。

さて、今回はウィルス封じ込めに成功したのだが、今後の事を考えると心配な点がまだまだある。鳥インフルエンザウィルスは、渡り鳥によってユーラシア大陸から運ばれて来

る事が最大の原因と言われているが、飛来する鳥が 300 種類近くもあるとも言われていることや、野鳥の国際保護の点から言ってもシャットアウトする事は不可能である。つまり、インフルエンザウィルスの我国への伝播を完全に防ぐ事は不可能といえる。

そのため隣国において鳥インフルエンザが発生した場合に過去の事例や今回の宮崎の事例の如く、また国内のどこかで発生する事が想像に難くない。その地域については、当然大陸や朝鮮半島に近い九州・中四国のリスクが高いが、東日本の各地でも危険であることに違いはない（茨城県において弱毒性鳥インフルエンザ H5N2 が発生した）。我国においては、どの地域も鳥インフルエンザの脅威にさらされているといっても過言ではない。

このような状態の中で、最悪の事を考えておかなければならないと思っているのは、筆者一人では無いはずだ。2004 年 2 月の京都府で発生した鳥インフルエンザ（強毒性 H5N1 亜種）の時や 2005 年 6 月に茨城で発生した鳥インフルエンザ（弱毒性 H5N2）を思い出して欲しい。どちらのケースも逮捕者を出したが、京都府の場合は隣県の兵庫県等まで生きた鶏が搬入され感染を拡大したし、茨城県の様に検体をすり替えて検査を妨害するケースまで発生した。

まじめに取り組まれている方々には、お叱りを受けるかもしれないが、故意または過失によって、不幸にも鳥インフルエンザウィルスがアウトブレイク（蔓延）する可能性が否定できないのである。

この様な中、2005 年茨城県での発生を受け、同年 7 月に日本鶏卵生産者協会と日本養鶏協会では、最も効果的な予防策としてイタリア同様に常在疾病としてワクチンの接種を求めているが、ウィルスの清浄状態の証明が困難だとして、農水省では摘発淘汰（感染家禽類の殺処分による局地的封じ込め）を選択し現在にいたっている。

また、同省の防疫指針によるとワクチンの使用に関してはサーベイランスと摘発淘汰の併用としている。そのため緊急時に備えてメキシコ等からの輸入ワクチンの備蓄を進めているが、まだまだ足りないのが現状である。しかも、一部専門家によると、果たしてこれらの輸入ワクチンが、効くのかどうかの実証がなされていないのではないかと指摘もある。

筆者の個人的見解としては、鳥インフルエンザが渡り鳥によってもたらされる以上、その根絶が我国だけの対応のみでは困難な状況から、摘発淘汰のみの対応では養鶏・鶏卵業者に将来に渡って大きな経済的損失と負担をかけるばかりではないかと考える。輸入ワクチンにたよらず、早急に国内でのワクチンの大量製造を進めるとともに、平成 15 年 3 月のオランダでの鳥インフルエンザ蔓延が、放し飼い農場からだった事をふまえて、放し飼い農場、開放鶏舎、学校、動物園、ペット等に対して、予防的なワクチンの使用に踏み切る事が必要ではないだろうか。専門化の意見を聞いた上でないとなんとも言えないが、ウ

イルスの清浄化の確認については、ワクチンを接種していない罔（オトリ）鳥の同時飼育によって可能かと思う。

我国において、鳥インフルエンザの蔓延から、一般の人への感染など最悪の事態になってから対応し、後手にまわるのだけは避けなければならないのである。万が一にも人への感染が発生し社会問題になった場合は、養鶏・採卵業界のみならず外食・量販も含めてはかり知れない打撃となるに違いない。この問題が、BSE問題以上に深刻な要素を含んでいると考えているのは筆者だけであろうか。

ミートジャーナリスト・コンサルタント

高橋 寛